

令和2年度 地域公益活動広域連携助成事業のご案内

三重県社会福祉法人地域公益活動

みえ福祉の「わ」創造事業運営委員会

令和2年度 地域公益活動広域連携助成事業 実施要綱

1 目的

近年顕在化してきている様々な地域課題や社会課題を解決するため、複数の社会福祉法人がそれぞれの強みを活かした連携を行い、誰もが安心して生活できる地域づくりに貢献することが求められている。その実現のために複数の社会福祉法人が共同で推進する地域公益活動を支援することで、当該地域の福祉力向上を図り、ひいては社会福祉法人による公益的な取組が広がることを目指して実施する。

2 助成対象（実施主体）

みえ福祉の「わ」創造事業に参画している社会福祉法人（以下「参画法人」という。）を含む複数の社会福祉法人の連合体（以下「法人連合」という。）が新たに取り組む地域公益活動を助成対象とする。なお、複数の市町域にまたがった法人連合による取り組みも可とするが、県内全域を対象とする取り組みは対象としない。

3 助成対象費用

- ①法人連合による地域公益活動を展開するにあたり、必要となる備品等の購入費用
- ②法人連合の地域公益活動を広報、啓発するための費用
- ③市町域以上の範囲において、広域の災害対応のため資機材を整備する費用
- ④その他、地域の問題や課題の解決に要する事業
（参考事例として、4頁の【複数法人の連携による地域公益活動の例】も御覧ください）

4 助成対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

5 助成額（※）

1事業 500,000円以内（助成予定総額 4,000,000円）

但し、広域の災害対応のための資機材を整備する費用の場合に限り、1,000,000円を助成上限額とする。

【対象経費】

事業を行うのに必要な次に掲げる経費。報償費・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・会議費・手数料・賃借料、その他必要な費用（但し、人件費は除く）

※法人連合への助成額については、応募多数となった場合は変更する可能性がある。

※助成上限額については、法人連合を構成する法人のうち、参画法人の占める割合を必要経費に乗じた金額と50万円（広域の災害対応のための資機材を整備する場合は100万円）のいずれか低い方の金額とする。

6 助成の申請及び審査

- ・申請については、令和2年10月2日（金）まで受け付ける。
- ・みえ福祉の「わ」創造事業運営委員会（以下「委員会」という。）で申請内容についての審査を行い、助成先を決定する。申請書類は、mienowa@miewel.or.jp へ件名「地域公益活動広域連携助成事業申請書類請求」として発信者を明らかにしたメールにより請求することができる。

7 助成の決定

- ・委員長は、助成決定後速やかに決定通知（様式ヒ）を送付するものとする。
- ・幹事となる社会福祉法人を予め選定し、幹事となる法人が申請することとする。

8 助成金の交付

- ・助成決定社協は、交付請求書（様式フ）を委員会の委員長まで提出するものとする。
- ・助成決定後 1 ヶ月以内に指定口座へ委員会事務局から送金する。

9 交付の条件

- ①事業を中止し、または廃止する場合には、委員長の承認を受け、速やかに助成金額を返還しなければならない。
- ②事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の執行が困難となった場合においては、速やかに委員長に報告してその指示を受けなければならない。
- ③事業の内容及び助成金の使途に変更がある場合は、速やかに事務局に報告してその指示を受けなければならない。

10 実績報告

- ・事業にかかわる実績報告は、事業終了後 1 ヶ月以内に委員長あてに提出しなければならない。また、その際には助成金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を調べ、当該収入及び支出について証拠書類を整理しておくこと。
- ・本助成で得た成果については、報告書として参画法人に公開するとともに、翌年度に実施するみえ福祉の「わ」創造事業の大会又は研修会等において、報告を求める場合がある。

11 その他

この事業はみえ福祉の「わ」創造基金を活用して実施するものであり、助成を受けた事業を進める際はその旨の周知に努めなければならない。



【複数法人の連携による地域公益活動の例】

- ①地区内における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の分野をまたいだイベントの開催
(注1)
- ②地区内における社会福祉法人が有する資源（人的資源、物的資源）の活用ガイドブックの作成
- ③市町域以上の範囲において、広域の災害対応のため資機材（ブルーシート、土のう袋、各種スコップ、じょれん、ツルハシ、保管用倉庫等）を整備する費用
- ④地区内の見守り活動への支援（拠点提供、ツールの導入、暑中見舞いハガキ 等）
- ⑤公共交通機関空白地における移動手段の確保に係る支援（保険料負担、車両提供等）
- ⑥福祉教育、啓発のための合同セミナー等
- ⑦子どもの居場所（子ども食堂を含む）の運営支援
- ⑧生活困窮、ひとり親世帯、ひきこもり状態にある人の相談支援や就労支援
- ⑨生活必需品（バザー品等）の生活困窮世帯への提供
- ⑩刑余者の自立支援（就労支援、生活支援等）
- ⑪医療ケア児・者の支援

(注1) 既存の枠組み（□□地区福祉施設協議会 等）を活用いただいても構いません。
但し、利用者の社会参加を広げるためのイベントで、かつ地域住民に対して開かれていないもの（保育園児による老人ホーム訪問等）は助成対象外となります。